



# 救急医療相談事業（#7119）

神奈川県健康医療局

令和6年度当初予算額（案）：3億1,175万円

## 1 趣旨・目的

- 医師の働き方改革を契機として、県内の医療資源を有効に活用し、適切かつ継続的な救急医療提供体制を維持するため、適正受診を促す観点と、救急車の適正利用における市町村をサポートする観点から、現在、横浜市域で実施されている救急医療相談事業（#7119）を県が主体となって全県で実施する。

## 2 現状と課題

- R6.4から「医師の働き方改革」に伴い、時間外の上限規制が適用されるため、病院の救急医療体制が縮小する懸念がある。
- 早期に医療提供体制の維持及び県民の適正受診を図る必要がある。
- 救急医療機関の受入件数の抑制などに効果がある#7119は、本県では、H28.1から横浜市のみで実施している。

## 3 事業内容

- **県が実施主体となって、全県で#7119を実施**（全額県負担）
- **上手な医療のかかり方**について、**県民に広く普及啓発を実施**
  - ① 平日・日中の診療時間内受診・病状説明にご協力を
  - ② “いつもの先生”以外の医療スタッフの対応にご理解を
  - ③ 身近な医療機関への受診や転院にご協力を

など

### 【#7119 備考】

- 令和6年度は、業務の効率化に向けて**デジタル技術を活用**する。
  - ※ 機能のひとつである医療機関案内における、RPA技術を活用した医療機関情報の自動送信機能等の検討など
- 令和7年度以降の**LINE等の導入による相談業務のDX化**に向けて、検討を行っていく。

### [市町村等との調整]

	調	整
医師会	横浜市医師会、県医師会に説明	
市町村	市町村担当課長会議を開催し、全市町村に説明	

## 4 スケジュール（開始時期）

令和6年度中

- 先行実施自治体である横浜市と調整し、令和6年度中に全県で実施
- ※ 具体的な開始時期等は、今後改めて情報提供します。

## 5 市町村へのお願い

- (1) 上手な医療のかかり方に関する住民への周知
- (2) #7119全県展開の開始に合わせた住民への周知
- (3) 各市町村の既存の相談ダイヤル事業との連携

問合せ先  
健康医療局 保健医療部  
医療課 医療整備グループ  
電話：045-210-4874

## 上手な医療のかかり方 みんなで支える「神奈川」の医療

救急車を呼ぶ？

今すぐ医療機関に行く？



### 電話相談

#7119 横浜市のみ実施 24時間

その他お住いの地域によって電話相談を実施している場合があります ▶▶▶



小児専用  
ダイヤル

#8000 神奈川県全域 18時～翌朝8時まで

迷ったときは？



救急受診アプリ 緊急度に応じた必要な対応を調べることができます。

総務省消防庁  
全国版救急受診アプリ



Q助  
スマホ版



その他詳細な取り組みが知りたい方は

厚生労働省HP  
医師の働き方改革.jp



厚生労働省HP  
上手な医療のかかり方.jp



神奈川県HP  
上手な医療のかかり方  
みんなで支える「神奈川」の医療  
医師の働き方改革



# 始まります！ 医師の働き方改革



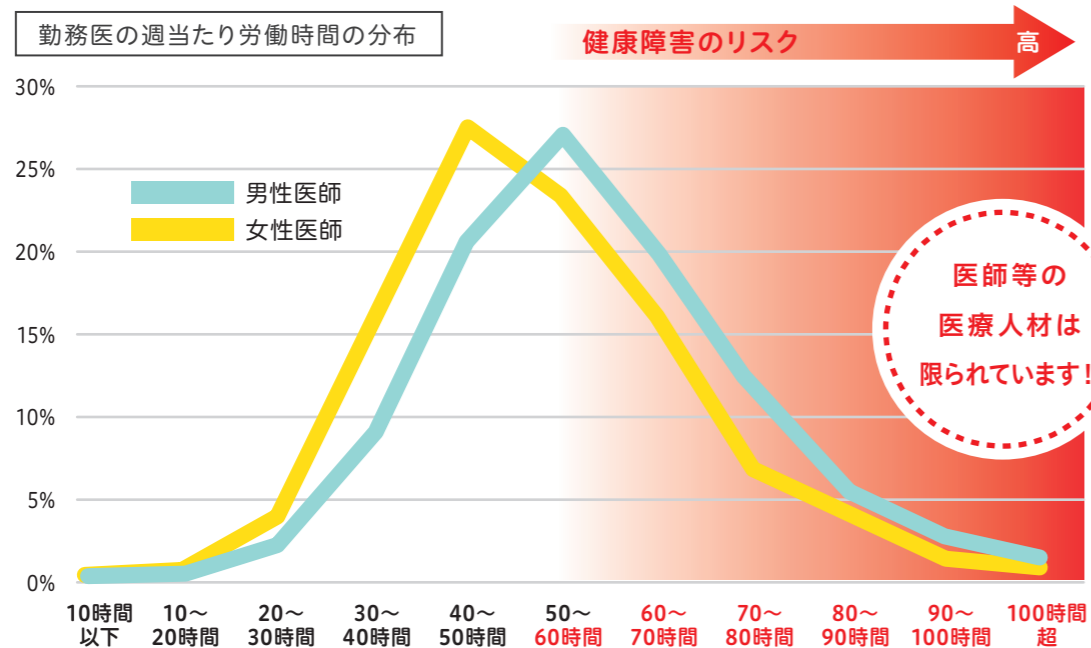
2024年4月より、

勤務医の残業時間に上限が設けられます。  
皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。



## 知っていますか？ 医師の長時間労働

健康障害のリスクのある長時間労働をしている医師が多数います。私たちが24時間365日安心して地元で医療を受けることができる体制は、これまで多くの医師の長時間労働によって支えられてきました。



引用：厚生労働省「第9回 医師の働き方改革の推進に関する検討会 令和元年 医師の勤務実態調査」2020年9月30日

長時間労働から医師の健康を守るため「医師の働き方改革」(残業時間の上限規制)が始まり、特に夜間や休日は、緊急性の高い患者さんの対応をより優先する必要があります。医師の健康を守ることは、皆様がより安心・安全な医療を受けることにつながります。県民の皆様の力で神奈川の医療を支えるため、「上手な医療のかかり方」にご理解とご協力をお願いします。



### 1

#### 診療時間内の受診・病状説明にご協力をお願いします



- 夜間・休日は緊急性の高い重症患者や入院患者に対応する時間帯です。
- 安易な時間外受診が増えると、一刻を争う患者さんに充分対応できなくなります。緊急時以外は、平日・日中に受診しましょう。
- ご家族の病状説明は、平日・日中の診療時間内に受けていただくようご協力ください。

### 2

#### “いつもの先生”以外の医療スタッフの対応にご理解をお願いします

- 医療機関では、各職種の専門性を活かした“チーム医療”で医療の質を高めていく取組が始まっています。
- これまで、一人の主治医が対応するものとイメージされていた診療や病状説明、術後の対応などを別の医療スタッフが行うことがあります。



### 3

#### 身近な医療機関への受診や転院にご協力ください

- 医療機関には、それぞれの役割分担や得意分野があり、症状に応じた医療機関で受診することで、より適切な医療を受けることができます。
- 高度な医療を担当する医療機関に入院した場合でも、回復の状況に応じてより身近な医療機関でリハビリなどを受けていただく場合があります。

#### 診察、リハビリなど身近な医療を担当



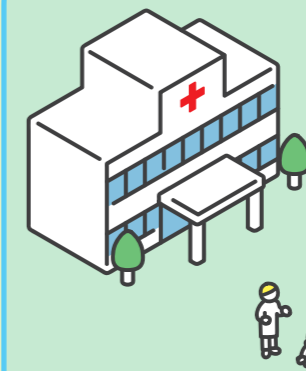
#### お近くの診療所・病院

怪我・病気などでまずは受診する患者さんの治療を担当



#### リハビリを行う病院

軽症の患者や容体が安定した患者さんのリハビリを担当



#### 地域の救急病院

入院が必要な患者さんの治療を担当

#### 手術・救急医療など高度な医療を担当



#### 基幹病院

救急の中でも救命救急センターなど重症の患者さんへの対応や専門的な手術を担当